

①自治会と自治協議会のあり方(組織・活動)

自治基本条例

○目指す姿 <自治とまちづくりが一つとなる地域を目指す。>

- 各自治会が自治協議会に参画し、自治会と自治協議会の情報共有が常に図られている。
- 誰でも参画でき、地域の意見が言いやすく、地域住民から多くの提案が反映される組織。
- 各自治会、自治協議会の双方が連携し、地域の目指す姿、目標が共有できている状態。
- 各自治会が抱えている課題を同じ地域の課題として自治協議会の中で話し合える組織。
- 住民自治を基本に、各自治会ができないことを自治協議会が担っている補完関係の状態。
- 事業や活動の棚卸しにより、役員の負担が軽減された組織。

- 第4条
(自治の基本原則)
- 第11条
(住民自治の原則)
- 第14条
(住民自治組織)
- 第15条
(参加、参画の権利)

【対策】(提案)

- ・自治会長会と自治協議会の代表者の合同会議・研修会
- ・継続的な各自治協議会の良い取り組みのノウハウを学ぶ研修会(好事例から学ぶ)
- ・自治会と自治会長会、自治協議会を繋ぐ一つの関係として、自治会長会の元会長が自治協議会の会長にスライドすると人が上手く繋がる。
- ・自治協議会では、やりたい人が関われる提案型の部会。
- ・組織にこだわらない委員や役員の選び方。
- ・自治会長会と自治協議会との連合組織を立ち上げ、連携が取れる仕組みづくり(地域で話し合い、よい方向性を見出す)。
- ・丹波市自治会長会と自治協議会の代表者会が上手く連携する方法として、旧25校区の代表者(丹波市自治会長会の理事)をイコールにする形。 など

○課題

- ・お互いの役割を認識する機会がない。
- ・役員交代時に役割を引き継ぐ仕組みがない。
- ・行事をこなすことが目的となっており、組織の見直し、会議・活動の棚卸しがされていない。地域特有のしぐらみがある。
- ・6町の合併によることから、関係性が地域ごとに異なる状況にある。

○現状

- ・自治会と自治協議会の位置づけ、連携が地域で異なる。
- ・自治会から相談された課題に自治協議会として対応できる体制がない。
- ・地域の総意を取るのが非常に難しい。
- ・一人で多くの役職を持っている。
- ・上手な世代交代の方法ができない。
- ・特定の役員やメンバーのみで構成され、新たな担い手を確保できない。
- ・事業に対して役員と地域の方に温度差がある。
- ・魅力的なイベントがあっても人が集まらない。

○現状のまま対策をしない場合

- ・人口減少による自治会組織の低下・消滅が起こった場合に、その自治機能を補う組織がなく地域力が低下する。
- ・会議の開催が多く、役員の負担感が増す。担い手不足が更に深刻になる。
- ・やらされ感ばかりで他人事となる。
- ・地域のまとまりがなくなり、住民が必要とした活動にならない。
- ・自治会未加入者が増え、地域や自治協議会への関心が薄まる。
- ・自治会と自治協議会の関係が希薄化し、地域活動が停滞する。